

○北杜市命名権売却事業実施要綱

平成24年2月24日

告示第9号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の施設の愛称を決定する権利を法人に付与することにより、施設の管理費等の財源を確保し、もって財政の健全化に寄与するため、その手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設命名権 市が所有する施設の名称に変えて使用する愛称を付与する権利
- (2) 命名権売却事業 契約により、市が法人に施設命名権を付与し、施設命名権を付与された法人（以下「命名権者」という。）から、当該命名権の対価を得て、施設の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業

(基本原則)

第3条 命名権売却事業は、施設の設置の目的、市が実施する事業等に支障を生じさせない方法により実施するとともに、当該施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び命名権売却事業の推進における公平性を損なわないよう実施しなければならない。

- 2 市は、命名権売却事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。
- 3 市は、条例に規定する施設等の名称については変更しないものとする。

(公募)

第4条 市長は、次に掲げる事項を明示して、命名権者を公募するものとする。

- (1) 公募する施設の概要
- (2) 申請者の資格
- (3) 公募の申請期間
- (4) 選定の方法

- (5) 愛称を使用することができる期間
 - (6) その他施設命名権の募集及び命名に関して必要な事項
- (対象施設)

第5条 命名権売却事業の対象となる施設は、スポーツ施設、文化施設、公園その他市が所有する公共施設又はその一部とする。ただし、市が命名権売却事業にふさわしくないと認める施設は対象外とする。

2 対象施設等の選定は、市長が行う。ただし、選定しようとする施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）の場合は、市と指定管理者が協議の上、市が選定するものとする。

(命名権の付与期間)

第6条 命名権を付与する期間は、原則として3年以上5年以下の期間とし、施設の特性、管理運営形態等に応じて協議の上、その期間を決定することができる。ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、市長が別に定める期間とする。

(申請条件)

第7条 命名権者の選定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 法人であること。
- (2) 税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続を行っていないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう以下この号において同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が、その経営に実質的に関与している者、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている者及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者でないこと。

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業を営む者でないこと。
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業を営む者でないこと。
- (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者でないこと。
- (8) ギャンブルに関する業種（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじに係るものを除く。）を営む者でないこと。
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種を営む者でないこと。
- (10) 私的な秘密事項の調査に関する業種を営む者でないこと。
- (11) 行政機関から行政指導による改善がなされていない者でないこと。
- (12) 違法又は不適当な行為により営業停止その他不利益処分を受けている者でないこと。
- (13) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加資格を有しない者でないこと。
- (14) 北杜市から指名停止の措置を受けていないこと。

（愛称の要件）

第8条 命名権者は、次に掲げる愛称は使用することができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動に関するもの
- (4) 宗教活動に関するもの
- (5) 社会問題の主義及び主張に関するもの
- (6) 個人の名刺広告に関するもの
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの

- (10) 射幸心をそそるもの（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）
- (11) 市政運営に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (12) たばこの販売促進に関するもの
- (13) 競馬法（昭和23年法律第158号）に規定する競馬、自転車競技法（昭和23年法律第209号）に規定する自転車競走、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）に規定するモーターボート競走及び小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）に規定する小型自動車競走に係るもの
- (14) その他市長が表記する愛称として適当でないと認めるもの
（愛称変更の禁止）

第9条 愛称は、市長が特に必要と認める場合を除き、第6条に規定する命名権の付与期間内は、変更することができない。

（費用負担）

第10条 命名権売却事業の実施に係る市と命名権者の費用負担の区分は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長と命名権者との協議により、費用負担の区分を変更することができる。

（申請）

第11条 第7条の条件を満たした申請者は、北杜市命名権売却事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款、寄付行為又はこれらに類する書類
- (2) 会社概要
- (3) 登記事項証明書
- (4) 直近の3カ年の決算報告書
- (5) 直近1年分の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税）
- (6) 地域貢献に対する支援の実績及び今後の計画
- (7) その他市長が必要と認める書類

（審査）

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により

総合的に審査を行い、命名権者の候補者（以下「候補者」という。）として最も
適当と認める者を決定するものとする。

- (1) 希望する愛称が適当であること。
- (2) 希望する金額が適当であること。
- (3) 希望する期間が適当であること。
- (4) その他市長が別に定める基準

(選定委員会の設置)

第13条 市長は、候補者を決定するにあたり、北杜市施設命名権者選定委員会（以
下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 施設命名権の公募に係る申請者の適格性、提示された条件等を総合的に判
断し、候補者を選定する事項
- (2) その他候補者の選定に関して必要な事項

3 選定委員会の委員は、北杜未来部長、企画部長、総務部長、市民環境部長、福
祉保健部長、こども政策部長、産業観光部長、建設部長及び教育部長をもって組
織する。

4 選定委員会に委員長を置き、北杜未来部長をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指
名した者がその職務を代理する。

6 選定委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

7 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

8 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長
の決するところによる。

9 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて
意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

10 選定委員会の庶務は、当該施設を所管する課において処理する。

(決定及び通知)

第14条 市長は、選定委員会の審査の内容及び結果を尊重し、応募された愛称の
採用の可否及び命名権者を決定するものとする。

2 市長は、申請者に対し、採用を決定したときは、北杜市命名権売却事業者決定通知書（様式第2号）により、不採用を決定したときは、北杜市命名権売却事業不採用決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

（指定管理者制度導入施設の特例）

第15条 市長は、指定管理者制度導入施設の命名権者を公募しようとするときは、あらかじめ当該指定管理者と協議し、命名権の選定の申請についてその意思を確認するものとする。

2 前項の指定管理者が当該申請の意思を有するときは、市長は、第4条の規定による公募によらず、当該指定管理者からの申請に基づき、審査を行うものとする。

3 審査の結果、当該指定管理者を当該指定管理者制度導入施設の命名権者として決定したときは、次条に規定する契約に基づく命名権料は指定管理に係る管理経費としない。

（契約の締結）

第16条 市長は、第14条第2項の通知後、命名権者と契約を締結するものとする。

（命名権料の納入）

第17条 命名権者は、北杜市財務規則（平成16年北杜市規則第50号）に定める納入通知書により、年度ごとに一括で命名権料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の場合においては、命名権者と協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

（契約の解除等）

第18条 命名権者の都合により、命名権売却事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 命名権者は、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、北杜市命名権売却事業契約解除申出書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

（命名権の取消し）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権の付与を取り消

することができる。

- (1) 指定する期日までに命名権料の納入がないとき。
- (2) 命名権者が、法令、条例、規則又は要綱等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) 前条の規定により、命名権者から契約解除の申出があったとき。
- (5) 指定管理者制度導入施設の指定管理者が命名権者の決定を受けた場合であって、当該指定管理者が北杜市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年北杜市条例第71号）第9条の規定により、指定を取り消されたとき。

2 市長は、前項の規定により命名権の付与を取り消したときは、北杜市命名権付与取消決定通知書（様式第5号）により命名権者に通知するものとする。

3 前項の規定により命名権の付与を取り消した場合、第17条の規定により既に納入された命名権料については、返還しないものとする。

（次回の契約）

第20条 命名権者は、当該施設に係る次回の契約に際して、優先的に交渉することができるものとする。

（教育委員会所管の施設への適用）

第21条 教育委員会が所管する公の施設に係るこの告示の適用については、第3条から前条まで及び次条の規定中「市長」又は「市」とあるものは「教育委員会」と読み替えるものとする。

（委任）

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日告示第23号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月14日告示第56号）

この告示は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日告示第63号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第23号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日告示第22号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月21日告示第3号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月18日告示第7号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの告示の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの告示の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和5年2月6日告示第6号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月22日告示第53号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

費用負担の区分	市	命名権者
敷地内外の表示の変更（施設看板、道路標識等） （敷地内外の表示の変更は、市又は関係機関と協議の上、変更可能な表示を対象とする。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め、市や関係機関と協議の上、決定する。なお、屋外への看板設置については、山梨県屋外広告物条例（平成3年山梨県条例第35号）等の関係法令を遵守するものとする。）		○

原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市ホームページの表示の変更（残部数や切替え時期などを考慮し、協議の上、決定する。）	○	

様式第1号(第11条関係)

北杜市命名権売却事業申請書

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称)
代表者名
電話番号
担当者氏名

北杜市の所有する施設命名権を購入したいので、北杜市命名権売却事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり申請します。

- 1 施設名
- 2 愛称案
理由
- 3 希望する命名権の付与期間
- 4 希望する命名権料(年額)

添付書類

- (1) 定款、寄付行為又はこれらに類する書類
- (2) 会社概要
- (3) 登記事項証明書
- (4) 直近の3カ年の決算報告書
- (5) 直近1年分の納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税)
- (6) 地域貢献に対する支援の実績及び今後の計画

様式第2号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長 印

北杜市命名権売却事業者決定通知書

年 月 日付けで申請のありました命名権売却事業について、次のとおり決定しましたので、北杜市命名権売却事業実施要綱第14条第2項の規定により通知します。

- 1 施設名
- 2 愛称案
理由
- 3 命名権の付与期間
- 4 命名権料（年額）
- 5 附帯的事項

様式第3号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長 印

北杜市命名権売却事業者不採択決定通知書

年 月 日付けで申請のありました命名権売却事業について、次の理由により不採用とすることを決定しましたので、北杜市命名権売却事業実施要綱第14条第2項の規定により通知します。

- 1 施設名
- 2 不採用理由

様式第4号（第18条関係）

北杜市命名権売却事業契約解除申出書

年 月 日

北杜市長 様

命名権者 住所(所在地)
氏名(名称)
代表者
名
電話番号
担当者氏名

北杜市命名権売却事業実施要綱第18条第2項の規定に基づき、次のとおり命名権売却事業の契約解除を申し出ます。

- 1 施設名
- 2 愛称
- 3 命名権の付与期間
- 4 命名権料（年額）
- 5 契約解除の理由

様式第5号（第19条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長 印

北杜市命名権付与取消決定通知書

の愛称を決定する命名権の付与について、次の理由により取消しを決定しましたので、北杜市命名権売却事業実施要綱第19条第2項の規定により通知します。

なお、同条第3項の規定により、既に納入されました命名権料については返還しません。

- 1 取消年月日 年 月 日
- 2 取消理由